

第 10 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和5年1月10日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和4年度 第10回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月10日（火） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員（10名）

2番	小笠原	正光	4番	安保	春喜
5番	石鳥谷	義行	7番	阿部	聖
8番	福島	美紀子	9番	成田	彩子
10番	阿部	弘子	11番	児玉	廣進
12番	柳沢	誠	13番	兔澤	悦雄

4 欠席委員（3名）

1番	田口	元	3番	中村	和廣
6番	高谷	秀和			

5 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長挨拶
- 第3 会務報告
- 第4 議事録署名委員の選出
- 第5 議案審議
 - 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第44号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について
- 第6 その他
- 第7 閉会

6 事務局職員

事務局長	山崎	孝人	主幹	阿部	友美範
主任	柳澤	将太			

7 議事録署名委員 9番 成田 彩子 委員
10番 阿部 弘子 委員

8 会議の概要

事務局 長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席10名であります。欠席委員は、1番田口委員、3番中村委員、6番高谷委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第10回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。
会 長	【挨拶】

事務局 長	<p>会長、大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いいたします。</p>
議長 事務局 長 議長	<p>それでは、事務局より会務報告をいたします。</p> <p>【会務報告の資料を基に説明】</p> <p>会務報告ですので、ご了承方お願いをいたします。</p>
議長 委員一同 議長	<p>次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。</p> <p>9番の成田委員、10番の阿部弘子委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長 事務局	<p>それでは、最初に、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の2ページをお開きください。</p> <p>議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、所有権移転、有償が1件、田んぼが3筆、8,344㎡、畑が6筆、8,724㎡、無償移転が1件、畑が3筆、718㎡です。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>第3条</p> <p>【受付番号30番を議案書を基に説明】</p> <p>説明ですけれども、この申請者が住んでいるところの隣接地にある畑を、譲渡人から無償で移転するということになっております。農業経験についてもお母さんと一緒に畑を40年ぐらいやっている、機械もトラクターとか乗っているの、そういう作業にも支障がないということを聞いております。</p> <p>続きまして受付番号31番、今回この土地の表示を変えました。ちなみにその場所、畑なんですけれども、今までは田んぼと畑ということで別々の字であっても田んぼに、一方に含めて「他何筆」にしていたんですけれども、前回賃貸借契約出たときに、あれ、この人ほかにも土地持っていたかなという疑問が出てきたので、例えば1件の田んぼの中でも他字があるよということを示したために、今回畑なんですけれども、この「十和田大湯字A他3字」ということで同じ畑の中にまとめました。Aのほかに3字が入っていますよということで、字のところにこういう形で表記されています。合計は地番のところに「他5筆」ということですので、畑としては全体で6筆ですよということで、今回から表記を変えさせていただいております。</p>

【受付番号31番を議案書を基に説明】

こちらの説明ですけれども、譲渡人が4人おり、もともとB字の方なんですけれども、鹿角から皆さん出て行きまして、実際経営はできていない状況で、この譲受人に相対で管理とか耕作をお願いしていたようでした。

次、現地報告の一覧表をご覧ください。

一応こちら2班で確認いただきまして、いずれも支障なしと判断いただいております。

受付番号31番につきまして、今日中村委員欠席なんですけれども、電話でこういうことを言ってくれと言われていましたので、皆さんにお伝えしたいと思います。

実際、譲受人は米とリンゴを現在やっておりますし、今耕作していないところでもトラクターとかでちゃんと打っていたりするそうなので、まず支障はないということで伝えてほしいと連絡ありました。

以上です。

議長 ただいま説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より、補足があれば発言をいただきたいと思います。5番の石鳥谷委員はどうですか。

石鳥谷委員 30番の件ですけれども、雪が降った後行ったんですけれども、畑のうねりとして形が雪の上からでも確認できましたので、農地として使われているということで支障ないと思います。

議長 もう一方、9番成田委員はどうですか。

成田委員 今、事務局さんが説明したとおりで問題はないと思います。譲受人が借りて働いてあったそうですので、全然問題ないです。

議長 ご苦労さまでした。（「ちょっと補足で」の声あり）

事務局、補足。

事務局 受付30番の補足なんですけれども、この土地、譲受人のお母さんが相対でずっと使ってあったと聞いていましたので、ちょっとそこ説明が足りなかったもので。昔から一応相対で使っていて、今回正式に所有権移転するということで申請が来ていました。補足説明は以上です。

議長 ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。安保委員。

安保委員 4番安保ですけれども、30番の譲渡人は、この土地のほかにまだ田んぼとか畑があるということで、経営面積からいけば11.5aのうちのいくらくらいですか。

議長 事務局。

事務局 そうですね。同じ字なんですけれども、105番の429㎡というところ1筆持っています。（「持っても耕作……」の声あり）誰かが使っているか、そこは分からないです。

安保委員 多分、関東にいるということは、もうこっちのほうの管理はしないんだというふうな解釈になると思うので、残ったところの管理がどうなるか確認しておいてもらえれば。（「分かりました」の声あり）

譲受人は、今農地持っていない状態で718㎡。

事務局 そうですね。一応、お母さんが一反歩以上持っていて、同一世帯に住んでいま

<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>す。それで農家要件はクリアしています。（「分かりました」の声あり） ほかには、お聞きになりたい点ございませんか。 （「なし」の声） それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） そのように決定します。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>次に、議案第44号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。 4ページをご覧ください。 議案第44号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、6年未満が4件、田んぼが6筆、2万2,354㎡、畑が1筆、4,984㎡、6年から9年が23件、田んぼが16筆、1万8,296㎡、畑が23筆、1万9,770㎡、10年以上が11件、田んぼが16筆、3万1,638㎡、畑が27筆、25万6,656.22㎡です。 5ページをお開きください。 受付番号281番から受付番号303番まで、A法人の案件であります。そのため、委員案件となります。貸人、A法人ですので、281番から303番は貸人読むのを割愛させていただきます。 利用権設定 【受付番号281番から303番を議案書を基に説明】 7ページから12ページの303番までは再設定ですので、時間を取りますのでご確認いただければと思います。 以上です。</p>
<p>議 長 委 員 事 務 局 議 長 児 玉 委 員 事 務 局</p>	<p>それでは、ただいま事務局が説明をいたしました受付番号281番から303番まで委員案件ですので、こちらを先にご審議いただきたいと思います。 賃借料は、畑も田んぼも同じ1反歩3,000円で。 そうですね。そういうふうになってきていますね。実際減反、転作ソバだと思えますけれども。 何かございませんか。児玉委員。 11番児玉ですけれども、この再設定というのは、期限が来たからまた設定することなんだろうけれども、これは事務局のほうで記録をちゃんとつけて、A法人さんなりに連絡してずっとやっているということなんですか。 そうですね。農地台帳にあるんですけれども、それを、例えば今だったら2月に切れる人という設定で抽出しまして、2月に切れそうな人に、そろそろ利用権の期限が切れますけれどもどうしますかということで、いろいろ用紙を配って対応、反応があればそのまま来てくれる人もいますけれども、対応ない方に関しては、その期間</p>

が過ぎれば自動的に契約が切れますので、そこは機械的に、期限過ぎて申請がない案件は機械的にシステム上から消していくということで。一応通知は確実に送っている形になります。（「分かりました」の声あり）

議 長
事 務 局

3か月前ぐらい前に送っているんですか。

それぐらいかなと。これは、設定する人と受ける人両方に送っているの、必ずどちらかの方はリアクションがあります。

議 長
小笠原委員

ほかにはございませんか。小笠原委員。

安保委員に直接聞きたいことがあるんだけど。（「そうですか、終わったらで。議案と関係……」の声あり）そうですね、議案と内容的に、中間管理機構使わないで利用権使っている場合は、このぐらいの面積になれば事務費用だったりやっぱりかからなきゃいけないと思うから、そういう場合、中間管理機構のほうは自動的に引かれていくだろうから、どうなんだろうと思って、ちょっと聞きたいなと思ひまして。何かあるのかなと。最初に5,000円とか手数料かかるから、それが嫌なのかもしれないですね。ちょっとそこ聞きたいなと思ひますね。（「聞きますか」の声あり）

議 長
事 務 局
小笠原委員

ほかのことがなければ。

じゃあ、いいですか。呼んで、ちょっと内容。

今回、利用権の新規と再設定が出ておりますが、やっぱりそれお金払う部分に関して事務費用とか出てくるんですよ。中間管理機構を使えば、まず事務費になるんですが。（「1回は」の声あり）手数料かかるところだから、やっぱり利用権のほうがお得なんだ。

議 長
小笠原委員

それは分かるんだけど、いずれ中間管理機構に移していかななくてはならないという話は今しているところなので、今後出てくると思ひます。

何かあるのかなと思ひてお聞きしました。

議 長
小笠原委員

いや、何もないんです。

併せて確認で、中間管理って何年とかと縛りは（「10年か」の声あり）最低10年、多分それも引っかかりあるんじゃないかな。6年だから、全部。

委 員
小笠原委員

10年でなくてもいいですよ。

だから私も、どこかで変わったような気もするんだよな。最初のときは10年と言われたんだ。

委 員
小笠原委員

今、違うんだか。（「いや、10年と聞いた」の声あり）6年以上……（「何年でもいいとかと」の声あり）

事 務 局

基本10年です。でも、取扱いが全てできる規定なんですよ。6年からでもできるし、20年でもできるし、最後40年でもできるという話で。

委 員
小笠原委員

その料金が絡んだときは、僕は確実に10年以上と言ひますね。今なくなりましたよね。

事 務 局
委 員

市としては基本10年ラインで動いています。

その件に関して、私は今、毛馬内のほうの田んぼをやめるに当たって中間管理のほうに相談しに行ったんですよ。それで、まず10年だと。10年過ぎていないんですよ。そもそも協力金50万円も入っているから、もう相手側に払っているから、もし解約するんであれば50万円一気に返しなさいというのを相手側に言ったら、そん

	<p>なものないと言われて、50万円もうないということで、であれば、うちから次の人が中間管理を使ってやるという受手交代は、それはそれでオーケーだよということで、そっこの件にしたんです。解約という面で協力金も発生するの。</p>
事務局	<p>全くの解除じゃなくて、あくまで交代というスタンスであれば返金は要らないと。</p>
委員長	<p>もう一つ、全てが中間管理使うには、全てが農地を耕されているような状態でないと駄目だというのも、「ないです」の声あり)今なくなったの。</p>
事務局	<p>どうぞ、事務局。</p>
事務局	<p>事務局です。ちょっと私もいつから制度変わったのか分からないですけども、これまで10年経営してくださいとなってあったんですけども、お互いにやっぱり話がついていて、どうともならないときは10年じゃなくてもできるとは聞いたんですけども、それが全てに対応しているのかは一概に言えないので、そこちょっと中間管理の支援機構のほうに随時間い合わせてもらえればいいのかと思っていました。契約としては10年以下でもできるということで変わったそうなので。ちょっと私も知識足りなくて申し訳ないです。</p>
議長	<p>大変助かる、事務料が減っていれば。</p>
事務局	<p>ちょっと問題が、今までは相続していないと駄目とかだったんですけども、一応相続してなくても中間は使えるんですけども、その際は印鑑が実印とか、登記簿謄本取ってこなきゃいけないので、利用権はちょっと手間が増える。</p>
委員	<p>今、実印要らなくなったんでない。</p>
事務局	<p>相続していないと実印です。</p>
委員	<p>相続人が経営……</p>
事務局	<p>そうです、相続人が死んでいたりすると駄目、相続人というか所有者が死んでいたりすると実印じゃなきゃいけないので、その辺やっぱりまだ利用権よりは、そこはちょっとネックかなと。登記簿謄本持ってきて系図書なきゃいけないので、そこはちょっとネックかなと。</p>
委員	<p>固定資産税が軽減されるというのは。</p>
事務局	<p>固定資産税はやっぱりまるっと土地を貸さないと。「まるっと」の声あり) そうです、それはやっぱりまるっと貸さないと。私も、1筆でもいいんですかと去年聞いたら、やっぱりまるっと貸さなきゃ駄目だと。</p>
議長	<p>それじゃあ、よろしいですか。「はい」の声あり)</p>
事務局	<p>それでは引き続き、事務局説明願います。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>利用権設定</p> <p>【受付番号304番から313番を議案書を基に説明】</p> <p>16ページをお開きください。</p> <p>こちら314番と315番は同じ貸人で同じ借人なんですけれども、314番はもともと使用貸借で借りていたんですけども、今回賃貸者契約になりましたので新規ということでカウントさせていただきます。</p>

利用権設定

【受付番号314番から315番を議案書を基に説明】

17ページをお開きください。

こちらは、中間管理事業をいたしました一括方式の契約となります。

一括方式

【受付番号316番から318番を議案書を基に説明】

議	長	それでは、ただいま事務局が説明しました304番から318番までご審議いただきたいと思います。何かございましたらご発言願います。
委員一同		(「なし」の声)
議	長	それでは、ないようですので、281番から318番まで、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同		(「異議なし」の声)
議	長	そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。